

腹起しに用いる木材の許容応力度を定める件（傍線部分は改正部分）

（昭和五十六年建設省告示千百五号）

改 正 案

現 行

針葉樹	あかまつ、くろまつ及びべいまつ	許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	<p>せん断の許容応力度は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十九条第一項に規定する短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度の数値とする。</p> <p>一 せん断の許容応力度</p> <p>せん断の許容応力度は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十九条第一項に規定する短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度の数値とする。</p> <p>二 めりこみの許容応力度</p> <p>めりこみの許容応力度は、めりこみ試験の結果に基づき定める場合のほか、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値とする。</p> <p>イ 十度以下の場合 令第八十九条第一項の表に掲げる短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値</p> <p>ロ・ハ 略</p>	
	からまつ、ひば、ひのき及びべいひ			六
	つが、べいつが、もみ、えぞまつ、とどまつ、べにまつ、すぎ、べいすぎ及びスプルース			四

針葉樹	あかまつ、くろまつ及びべいまつ	許容応力度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第三百三十六条の三第五項第三号イただし書き（第三百二十九条第一項、第四百十条、第四百一条第二項、第四百十二条、第四百十二条及び第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、腹起しに用いる木材の許容応力度を次のように定める。</p> <p>腹起しに用いる木材の許容応力度は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 せん断の許容応力度</p> <p>せん断の許容応力度は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十九条第一項に規定する短期応力に対するせん断の許容応力度の数値とする。</p> <p>二 めりこみの許容応力度</p> <p>めりこみの許容応力度は、めりこみ試験の結果に基づき定める場合のほか、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値とする。</p> <p>イ 十度以下の場合 令第八十九条第一項の表に掲げる短期応力に対する圧縮の許容応力度の数値</p> <p>ロ・ハ 略</p>	
	からまつ、ひば、ひのき及びべいひ			六〇
	つが、べいつが、もみ、えぞまつ、とどまつ、べにまつ、すぎ、べいすぎ及びスプルース			四〇

広葉樹	かし		
	くり、なら、ぶな及びけやき		
		七	八

附則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

広葉樹	かし		
	くり、なら、ぶな及びけやき		
		七〇	八〇